

NPO 法人会計基準 「無償又は著しく低い価格で施設の提供等を受けた場合の取扱い」

NPO 法人には、営利企業とは異なる特有の取引が存在します。

その処理方法について、**NPO 法人会計基準** VII NPO 法人に特有の取引等の中で、次のように規定されています。

【無償又は著しく低い価格で施設の提供等を受けた場合の取扱い】

25. 無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合で、提供を受けた部分の金額を合理的に算定できる場合には、その内容を注記することができる。

なお、当該金額を外部資料等により客観的に把握できる場合には、注記に加えて活動計算書に計上することができる。

まず、原則的な処理方法をおさえてください。

会計上は何もしないで、事業活動報告書で内容を開示することが原則です。

しかし、提供を受けた部分の金額を「合理的に算定できる場合」には、注記することができます(任意記載)。さらに、当該金額を「客観的に算定できる場合」には、活動計算書に計上することができます(任意記載)。

ここで、「**合理的**」とは、財務諸表作成者が利用者に対してその金額評価の根拠について十分説明可能な程度の水準にあることを意味し、「**客観的**」とは、「合理的」よりも厳しく、誰でもが入手できる具体的な外部資料(利用者も検証が可能な資料)が存在する水準のことを言います。

例を挙げます。

会議室を無償で借りた際に、使用した時間や広さを正確に記録し、過去において同様な地域、規模、設備等の会議室を借りた際の1㎡当たりの単価を参考にして見積もった単価で金額換算するのが「合理的」な場合であり、同会議室がweb等で一般に公開されている料金表をもとに計算するのが「客観的」な場合です。

次に、会計上の基本的な考え方をご説明します。

無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合というのは、現金による受取寄付と変わらないので、金額換算して財務諸表に表現することを望む団体のために、条件付きの選択肢として設けられたものです。望まない団体は、従来どおり、事業活動報告書で事実や恩恵等を表示すればよいのです。

最後に、当該金額を「合理的」あるいは「客観的」に算定できる場合の処理方法は選択適用が認められているので、どの会計処理方法を採用したのかについて、重要な会計方針として注記する必要があります。

金額換算の額、その内訳(日数、時間数など数量や換算に使用した単価等)、算定の方法を記載してください。